



# 企業主導型保育施設の 安全・安心な運営について

～指導・監査の視点から～

平成29年2月21日・27日  
公益財団法人児童育成協会  
両立支援事業部 捧 智宏

1



- 1.はじめに
- 2.企業主導型保育事業の助成決定状況
- 3.企業主導型保育事業指導・監査(案)
- 4.最後に(安全対策に向けて思うこと)

2

## 1.はじめに



平成29年度企業主導型保育事業内閣府予算案 1,309億円

### <主な改善内容>

#### ➤ 保育士等の処遇改善等を実施

認可保育所の処遇改善の取り扱いを踏まえた処遇改善加算

#### ➤ 保育補助者雇上強化に関する補助の実施

保育士の負担を軽減のための保育補助者の雇上に係る経費を助成する。【1か所当たり、2,215千円/年を予定】

#### ➤ 防犯・安全対策強化に関する補助の実施

保育施設における事故防止や事故後の検証等のためのカメラやベビーセンサーの設置費用を補助する。【1か所あたり、上限10万円を予定】

3

## 公益財団法人児童育成協会



### <重点項目>

#### ① 企業主導型保育施設の設置促進

平成29年度末までの目標である最大5万人の保育の受け皿の整備を目指して、事業の促進を図る。【量の拡大】

#### ② 企業主導型保育施設における安全対策の強化

企業主導型保育事業における重大事故を防止するため安全対策の強化を図る。【質の向上】

4

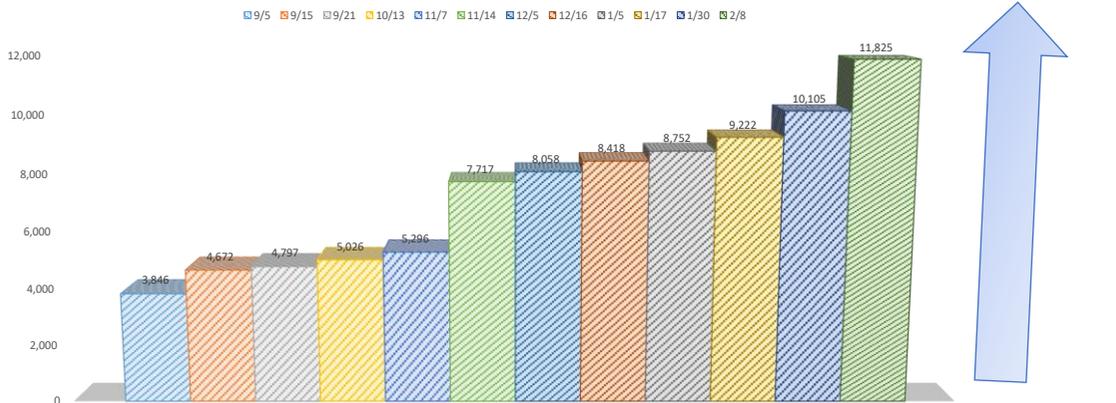
## 2.企業主導型保育事業の助成決定状況



### (1) 助成決定施設数・定員数

492施設、定員11,825人(2月8日第12回まで)

定員数の推移



審査中の助成申請書も順次助成決定

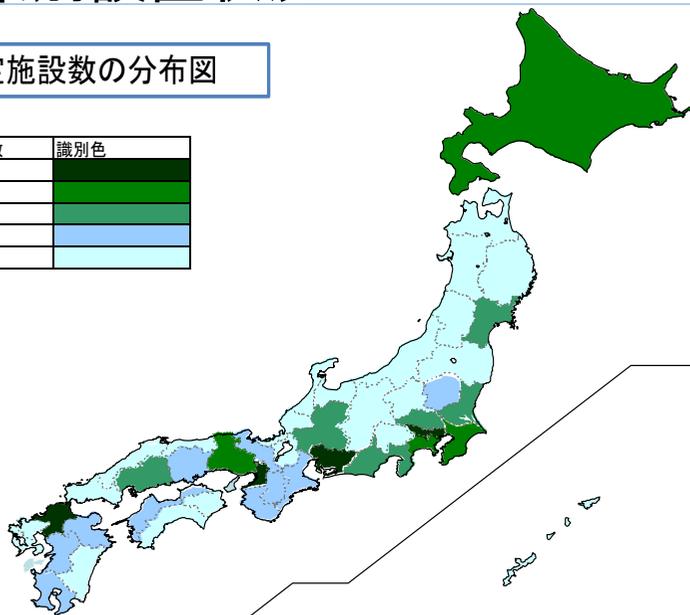
5

### (2) 都道府県別設置状況



助成決定施設数の分布図

設置施設数	識別色
31~	濃緑色
21~30	緑色
11~20	薄緑色
6~10	薄青色
0~5	淡青色



県名	施設数
北海道	25
青森県	4
岩手県	16
秋田県	1
秋田県	2
山形県	3
福島県	4
茨城県	13
栃木県	8
群馬県	8
埼玉県	16
千葉県	26
東京都	39
神奈川県	23
新潟県	9
富山県	1
石川県	2
福井県	2
山梨県	2
長野県	1
岐阜県	13
静岡県	15
愛知県	37
三重県	7
滋賀県	4
京都府	8
大阪府	43
兵庫県	24
奈良県	7
和歌山県	7
鳥取県	4
島根県	1
岡山県	10
広島県	13
山口県	4
徳島県	4
香川県	7
愛媛県	8
高知県	2
福岡県	36
佐賀県	1
長崎県	2
熊本県	10
大分県	9
宮崎県	4
鹿児島県	8
沖縄県	5
計	492

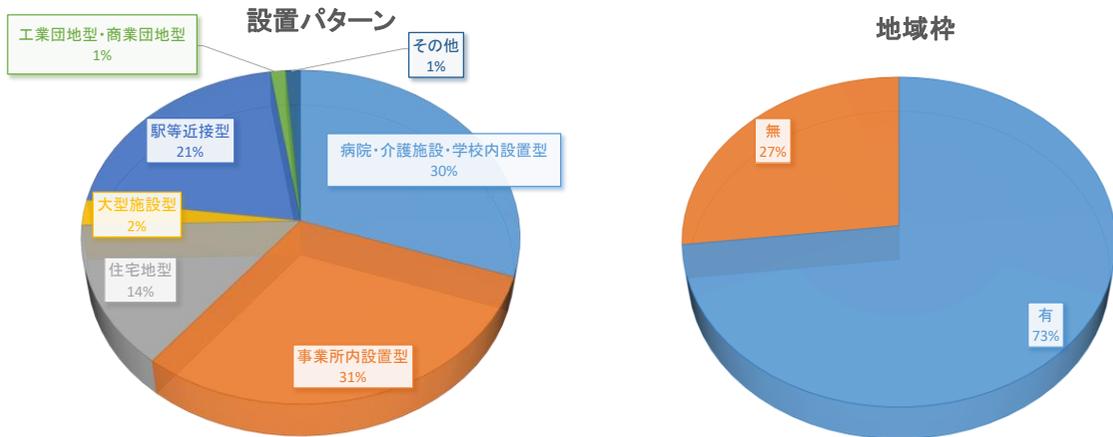
6

### (3) 設置パターン、地域枠の有無



①病院・介護施設・学校内施設型が30%、事業所内設置型が31%

②地域枠有が73%、無が27%



7

## 3. 企業主導型保育事業指導・監査(案)



### (1) 企業主導型保育施設に係る指導・監査概観

	都道府県	児童育成協会
設置者が遵守すべき基準	■認可外保育施設の運営 認可外保育施設指導監督基準 (H13.3.29付 雇児発第177号)	■企業主導型保育事業の助成 企業主導型保育事業費補助金実施要綱 (案)
監査の種類	・原則として年1回以上の立入調査の実施 ・必要に応じて特別立入調査の実施	・原則として年1回以上の立入調査の実施 ・必要に応じて特別立入調査や抜き打ち調査の実施を検討
指導内容	■認可外指導監督基準に照らして改善を求め必要がある場合 ・改善指導、改善勧告 ・利用者に対する周知、公表 ・事業停止命令又は施設閉鎖命令	■企業主導型保育施設指導・監査基準に照らして改善を求め必要がある場合 ・改善指導 ・助成金の返還、助成決定の取り消し

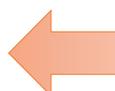
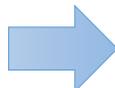
8



## (2) 企業主導型保育事業一般立入調査の流れのイメージ

### 公益財団法人児童育成協会

- 指導・監査実施要領、指導・監査基準の作成
- 実施日時のお知らせ、自主点検表の提出依頼
- 一般立入調査(直接)等の実施
- 指導・監査の結果通知



### 企業主導型保育事業者

- 自主点検表の作成、提出
- 指導・監査の当日の対応
- 必要に応じて改善報告書の提出

9

## (3) 想定される立入調査項目(安全確保の視点)



調査内容	要改善事項
①乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室など乳幼児の出入りする全ての場所に危険防止に対する十分な配慮がなされていない。</li> <li>・園外活動時の事故防止のための引率職員の役割分担や危険個所の事前確認ができていない。</li> </ul>
②事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。</li> <li>・囲障はあるが、施錠等が不十分。</li> </ul>
③不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からの不審者等の侵入防止のための体制が整備されていない。</li> <li>・訓練が実施されていない。</li> </ul>

10

調査内容	要改善事項 
<p>④「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」等に基づき、適切に対応しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の指針等(マニュアル)が整備されているか。</li> <li>・職員への周知を図っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインに沿った対応がとられていない。</li> <li>(睡眠中の窒息事故、プール活動・水遊び中の事故、食事時の誤嚥、玩具・小物等の誤嚥、食物アレルギーなどの事故発生時)</li> <li>・ガイドラインを参考に施設としての事故防止及び事故発生時の指針等(マニュアル)が整備されていない。</li> <li>・ガイドラインを職員に周知していない。</li> <li>・ヒヤリ・ハット事例を記録・分析して日常的な事故予防対策に反映していない。</li> </ul>
<p>⑤賠償責任保険及び傷害保険(無過失保険)に加入しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入していない。</li> </ul>

11

調査内容	要改善事項 
<p>⑥午睡時の職員配置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員配置基準は遵守されているか。</li> <li>・午睡部屋に保育従事者が常駐して乳幼児の状況を観察しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置基準を満たしていない。</li> <li>・保育従事者が常駐していない。</li> </ul>
<p>⑦午睡時の乳幼児確認状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝かせるときにうつぶせ寝になっていないか。</li> <li>・布団、タオルケットが顔までかかるといけないか。</li> <li>・隣の乳幼児と間隔は保たれているか。</li> <li>・一つの乳幼児用ベッドに2人以上寝かせていないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意深く観察しているとは言い難い</li> <li>・医学的理由がないのにうつぶせ寝をさせている。</li> <li>・顔までかかっているのに放置している。</li> <li>・間隔が狭くなっている。</li> <li>・2人以上寝かせていることがある。</li> </ul>

12

調査内容	要改善事項 
<p>⑧ 午睡時の室内環境状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午睡中の部屋の明るさは、乳幼児の顔色がわかる程度の明るさが保たれているか。</li> <li>・室温は適温か。</li> <li>・午睡時の乳幼児の周辺に事故が起きる可能性のあるものはないか。 (棚・たんすの転倒防止、落下物、積んである布団、干してある洗濯物等)</li> <li>・室内は整理整頓されているか。</li> <li>・午睡時の注意喚起のミニポスターを午睡部屋に貼ってあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内が暗く、顔色が判別できない。</li> <li>・適温でない。</li> <li>・事故が起きる可能性の物がある。</li> <li>・貼ってない。</li> </ul>

13

調査内容	要改善事項 
<p>⑨ チェック表の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チェック表等で午睡時の乳幼児の確認と記録がされているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チェック表がない。</li> </ul>

14

## 4.最後に(安全対策に向けて思うこと)



○保育施設においては「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」がある。



○同様に、企業には業種、業態に応じたリスクマネジメントのノウハウや安全管理部門(者)があるのではないか。



○例えば、医療機関には、  
 ・医療安全委員会の開催  
 ・医療安全管理部門の設置  
 ・医療安全管理者の配置 等の徹底した事故防止対策が求められ、  
 ○ヒューマンエラーを防ぐためのモニター管理、投薬のための三点チェックシステムなど、多くの補助機器が導入されている。

15



そのような企業の持つノウハウや情報、安全文化を企業主導型保育事業にも生かせるよう、経営者層、管理者が、

①企業として主導的に保育施設の安全管理に取り組んでいくことが大切なのではないか。

- ・企業の安全管理部門と保育施設の管理者・安全担当者の連携
- ・事故防止ガイドラインについて企業における安全管理部門と共有
- ・保育事業を委託している場合でも、委託事業者との定期的な打ち合わせに総務担当(契約、人事)に加えて、安全管理部門も参加
- ・本部における定期的な内部監査(委託の場合を含む)の実施 等

16



②最新の安全に係る情報収集を行うことやヒューマンエラーを防ぐための補助機器の導入等について、企業として積極的に取り組んでいくことが、重大事故の防止に繋がるのではないかと。

#### <情報収集>

- ・厚生労働省ホームページ「安心・安全な保育のために」
- ・消費者庁ホームページ「子どもの事故・危険」
- ・一般社団法人日本公園施設業協会ホームページ「仲良く遊ぼう安全に」等

#### <補助機器>

- ・防犯カメラの設置
- ・ベビーセンサーの導入 等

17

## ご清聴ありがとうございました。



公益財団法人児童育成協会両立支援事業部一同は、内閣府、企業主導型保育事業者と共に、本事業を通じて企業の子育て支援文化に貢献することを願っています。

企業主導型保育事業スタートアップにあたって、至らないところも多々あるかと思いますが、引き続きよろしくお願ひします。

<公益財団法人児童育成協会両立支援事業部28年度下期ビジョン>

私たちは、  
企業主導型保育事業を通じて、  
子どもの未来をサポートします。

そのため、

・クライアントとの連携、企業からの問い合わせに親身に対応することで、よりよい保育施設づくりを支援します。

・チームを大切にします。

・仕事を通じて、学び・成長します。



18